

本庁舎等整備基本設計における『施設計画分科会』について

1. 施設計画分科会の設置目的

本庁舎等整備推進委員会の5つの分科会にてこれまで、基本設計の与条件を整理するため、各分野での検討を行なってきた。基本設計を進めるにあたり、街づくり・道路等の関係部署と協議・調整する必要がある。そのため、『施設計画分科会』を設置し、テーマごとに関係部署で適宜協議・調整を行い課題の解決を図り、本庁舎等整備推進委員会に報告する。

なお、テーマ毎の定期的な打合せは行わず、事務局（公共施設マネジメント推進課）より、適宜必要に応じて会議の開催・参加依頼及び議題の提議を行う予定である。

2. 主なテーマ内容と関係部署

A 敷地中央の区道における取り扱いについて

- ◆主な内容：道路上空利用、道路位置の変更、歩行者自転車専用道路への変更 etc.
- ◆関係部署：世田谷総合支所街づくり課、都市計画課、建築調整課、建築安全課、（想定） 道路管理課、道路指導課など

B 基盤整備及び交通計画について

- ◆主な内容：バスベイ等の設置、道路基盤整備、関係事業者対応対策 etc.
- ◆関係部署：都市デザイン課、建築審査課、道路管理課、道路指導課、交通政策課、（想定） 工事第一課など

C 開発行為について

- ◆主な内容：開発許可の付帯条件、道路位置及び地盤の変更 etc.
- ◆関係部署：市街地整備課、建築審査課、公園緑地課、道路管理課、道路指導課、（想定） 工事第一課など